

## 国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則

	平成26.	4.	1	制定
改正	平成27.	1.	1	平成27. 4. 1
	平成28.	4.	1	平成29. 1. 1
	平成30.	1.	1	平成30. 4. 1

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学に勤務する職員（教職員のうち教員を除く職員をいう。以下同じ。）のうち、年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 年俸制適用職員は、国立大学法人群馬大学任免規則別表に規定する特定職員、特定有期職員及びその他学長が特に必要と認める者とする。

【一部改正】(27.1.1)

### (給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、管理職手当、管理教職員特別勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当、放射線取扱手当、臨床検査技師・臨床工学技士待機手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当とする。

3 年俸制適用職員の基本月額は、基本年俸の12分の1とする。

【一部改正】(27.4.1/30.4.1)

### (基本年俸の計算期間)

第4条 基本年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### (基本年俸の額)

第5条 新たに採用する者の基本年俸の額は、その者の学歴、資格・免許、職務経験、能力及び責任の度合等を考慮して、別表第1又は別表第2に定める俸給表により、学長が決定する。

2 前項の規定により難い特別な事情がある場合は、学長が認める方法により決定することができる。

3 前2項の規定により決定された基本年俸の額は、前年度までの勤務成績により、これを変更することがある。

(給与の支給日)

第6条 基本月額及び諸手当は、国立大学法人群馬大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）第4条の規定に準じて支給する。

(給与の支払等)

第7条 年俸制適用職員の給与は、給与規則第5条及び第6条の規定に準じて支給する。

2 前項に定めるほか、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当及び臨床検査技師手当については、給与規則第6条第1項から第4項までの規定に準じて支給する。

(管理職手当)

第8条 年俸制適用職員の管理職手当は、給与規則第15条の規定に準じて支給する。

(管理教職員特別勤務手当)

第8条の2 年俸制適用職員の管理教職員特別勤務手当は、給与規則第16条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1 追加)

(扶養手当)

第8条の3 年俸制適用職員の扶養手当は、給与規則第18条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1 追加)

(住居手当)

第9条 年俸制適用職員の住居手当は、給与規則第20条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 年俸制適用職員の通勤手当は、給与規則第21条の規定に準じて支給する。

(患者係事務職員手当)

第11条 患者係事務職員手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員（学長が必要と認める者に限る。）に支給する。

2 患者係事務職員手当の月額は、次の各号に掲げるその者の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 6,600円  |
| (2) 2級である者 | 8,500円  |
| (3) 3級である者 | 9,600円  |
| (4) 4級である者 | 10,200円 |
| (5) 5級である者 | 10,600円 |

【一部改正】(27.4.1)

(診療放射線技師手当)

第12条 診療放射線技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師に支給する。

2 診療放射線技師手当の月額は、次の各号に掲げるその者の号俸の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(臨床検査技師手当)

第13条 臨床検査技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師に支給する。

2 臨床検査技師手当の月額は、次の各号に掲げるその者の号俸の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(放射線取扱手当)

第14条 年俸制適用職員の放射線取扱手当は、給与規則第26条の規定に準じて支給する。

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

第15条 年俸制適用職員の臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、給与規則第31条の6の規定に準じて支給する。

(超過勤務手当等)

第16条 年俸制適用職員に次の各号に掲げる勤務をさせた場合には、当該各号に定める手当を給与規則第32条から第34条までの規定に準じて支給する。

- (1) 正規の労働時間を超える勤務 超過勤務手当
- (2) 休日における勤務 休日給
- (3) 深夜における正規の労働時間としての勤務 夜勤手当

2 前項の規定により支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、基本月額、管理職手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当及び臨床検査技師手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額を勤務1時間あたり基本額(以下「基本額」という。)として算出するものとする。この場合において、基本額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 第1項第1号から第3号に規定する勤務が、放射線取扱手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、基本額は、当該勤務に係る勤務1時間あたりの手当の額を、前項の規定により算出した額に加算した額とする。

(宿日直手当)

第16条の2 年俸制適用職員の宿日直手当は、給与規則第39条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(30.4.1 追加)

(休職時の給与)

第17条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 年俸制適用職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当及び臨床検査技師手当の100分の80を支給することができる。

3 年俸制適用職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手

当，診療放射線技師手当及び臨床検査技師手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

- 4 年俸制適用職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは，その休職期間中，基本月額，扶養手当，住居手当，患者係事務職員手当，診療放射線技師手当及び臨床検査技師手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。ただし，災害により休職にされたときで，当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは，100 分の 100 以内を支給することができる。この場合において，第 1 項ただし書を準用する。
- 5 年俸制適用職員が前 4 項以外の事由により休職にされたときは，その休職期間中，必要に応じて，基本月額，扶養手当，住居手当，患者係事務職員手当，診療放射線技師手当及び臨床検査技師手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 6 休職にされた年俸制適用職員には，他の規則等に別段の定めがない限り，前各項に定める給与を除く外，他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業等の給与）

第18条 国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則により育児休業等をする年俸制適用職員の給与については，同規則に定めるところによる。

（給与の減額）

第19条 年俸制適用職員が勤務しないときは，給与規則第35条の規定に準じて給与を減額する。

（端数の処理）

第20条 この規則により計算した確定金額に 1 円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 11 条の規定については，平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける年俸制適用職員で、その者の受ける基本年俸が同日において受けていた基本年俸に達しないこととなる年俸制適用職員には、平成30年3月31日までの間、基本年俸のほか、その差額に相当する額を加算した額をその者の基本年俸として支給する。
- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける年俸制適用職員（前項に規定する年俸制適用職員を除く。）について、同項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、同項の規定に準じて基本年俸を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった年俸制適用職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、前2項の規定に準じて基本年俸を支給する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条の2の規定については、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 年俸制一般職俸給表(第5条関係)

職務の級	1級(一般職員)		2級(主任)		3級(係長)		4級(副課長)		5級(課長)	
	号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸
1	2,480,400	206,700	3,357,600	279,800	3,979,200	331,600	4,555,200	379,600	5,010,000	417,500
2	2,558,400	213,200	3,478,800	289,900	4,088,400	340,700	4,687,200	390,600	5,160,000	430,000
3	2,638,800	219,900	3,601,200	300,100	4,189,200	349,100	4,826,400	402,200	5,312,400	442,700
4	2,732,400	227,700	3,718,800	309,900	4,293,600	357,800	4,968,000	414,000	5,462,400	455,200
5	2,834,400	236,200	3,837,600	319,800	4,395,600	366,300	5,104,800	425,400	5,605,200	467,100
6	2,956,800	246,400	3,948,000	329,000	4,514,400	376,200	5,246,400	437,200	5,742,000	478,500
7	3,122,400	260,200	4,050,000	337,500	4,640,400	386,700	5,383,200	448,600	5,869,200	489,100
8	3,238,800	269,900	4,140,000	345,000	4,765,200	397,100	5,517,600	459,800	5,997,600	499,800
9	3,352,800	279,400	4,220,400	351,700	4,887,600	407,300	5,647,200	470,600	6,124,800	510,400
10	3,448,800	287,400	4,303,200	358,600	5,007,600	417,300	5,781,600	481,800	6,232,800	519,400
11	3,538,800	294,900	4,401,600	366,800	5,127,600	427,300	5,914,800	492,900	6,318,000	526,500
12	3,626,400	302,200	4,491,600	374,300	5,238,000	436,500	6,028,800	502,400	6,386,400	532,200
13	3,709,200	309,100	4,578,000	381,500	5,337,600	444,800	6,121,200	510,100	6,446,400	537,200
14	3,782,400	315,200	4,659,600	388,300	5,446,800	453,900	6,194,400	516,200	6,498,000	541,500
15	3,838,800	319,900	4,738,800	394,900	5,546,400	462,200	6,256,800	521,400	6,541,200	545,100
16	3,897,600	324,800	4,809,600	400,800	5,616,000	468,000	6,297,600	524,800	6,583,200	548,600
17	3,952,800	329,400	4,868,400	405,700	5,666,400	472,200	6,339,600	528,300	6,620,400	551,700
18	4,011,600	334,300	4,927,200	410,600	5,718,000	476,500	6,379,200	531,600	6,656,400	554,700
19	4,062,000	338,500	4,977,600	414,800	5,761,200	480,100	6,416,400	534,700	6,687,600	557,300
20	4,110,000	342,500	5,001,600	416,800	5,793,600	482,800	6,454,800	537,900	6,712,800	559,400
21	4,159,200	346,600	5,018,400	418,200	5,824,800	485,400	6,493,200	541,100	6,736,800	561,400
22	4,204,800	350,400	5,041,200	420,100	5,853,600	487,800	6,522,000	543,500		
23	4,254,000	354,500	5,065,200	422,100	5,881,200	490,100	6,558,000	546,500		
24			5,082,000	423,500	5,907,600	492,300				
25			5,104,800	425,400	5,934,000	494,500				
26			5,127,600	427,300	5,958,000	496,500				
27			5,148,000	429,000	5,986,800	498,900				
28			5,170,800	430,900	6,021,600	501,800				
29			5,190,000	432,500						
30			5,208,000	434,000						
31			5,234,400	436,200						

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第2 年俸制医療職俸給表(第5条関係)

職務の級	1級(薬剤師等)		2級(主任)	
	号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸
1	3,228,000	269,000	3,841,200	320,100
2	3,337,200	278,100	3,948,000	329,000
3	3,447,600	287,300	4,047,600	337,300
4	3,559,200	296,600	4,146,000	345,500
5	3,668,400	305,700	4,230,000	352,500
6	3,775,200	314,600	4,312,800	359,400
7	3,873,600	322,800	4,393,200	366,100
8	3,967,200	330,600	4,497,600	374,800
9	4,060,800	338,400	4,611,600	384,300
10	4,146,000	345,500	4,724,400	393,700
11	4,231,200	352,600	4,837,200	403,100
12	4,314,000	359,500	4,951,200	412,600
13	4,416,000	368,000	5,058,000	421,500
14	4,506,000	375,500	5,156,400	429,700
15	4,590,000	382,500	5,246,400	437,200
16	4,671,600	389,300	5,334,000	444,500
17	4,750,800	395,900	5,415,600	451,300
18	4,820,400	401,700	5,466,000	455,500
19	4,881,600	406,800	5,503,200	458,600
20	4,928,400	410,700	5,542,800	461,900
21	4,970,400	414,200	5,580,000	465,000
22	4,990,800	415,900	5,611,200	467,600
23	5,007,600	417,300	5,635,200	469,600
24	5,025,600	418,800	5,656,800	471,400
25	5,046,000	420,500	5,678,400	473,200
26	5,066,400	422,200	5,697,600	474,800
27			5,714,400	476,200
28			5,742,000	478,500

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、胚培養士、技能員に適用する。